

特定非営利活動法人エンジェルハート 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人エンジェルハートという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東大阪市島之内2丁目1番1号におく。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、一般市民に対して、介護保険法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく支援・サービスに関する事業等を行い、高齢者や障害者の自立や社会復帰を支援し、すべての人が安心して豊かな社会生活ができる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動に係る事業を行う。

1. 保健、医療又は福祉の推進を図る活動
2. 社会教育の推進を図る活動
3. まちづくりの推進を図る活動
4. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
5. 前号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 特定非営利活動に係る事業

- ① 介護保険法に基づく居宅サービス事業
- ② 介護保険法に基づく第1号事業
- ③ 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
- ④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- ⑤ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
- ⑥ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
- ⑦ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
- ⑧ 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- ⑨ 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- ⑩ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2) 賛助会員 本法人の目的に賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条

会員の入会については、特に条件を求めない。

2. 会員として入会しようとするものは、理事長が別に求める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

3. 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費の資格の喪失)

第8条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。

この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員

(種別及び定数)

第11条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上5名以下
- (2) 監事 1名以上3名以下

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第 12 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2. 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第 13 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その業務を執行する。

3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4. 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第14条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2. 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
3. 補欠又は増員によって選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
4. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員は次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、

これを解任することができる。但し、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の執行に堪えられない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受け取ることができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前2号に関して、必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第18条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

(構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第45条においても同じ。）の新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他の運営に関する重要事項

(開催)

第21条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と決め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (3) 監事が第13条第4項第5号の規定により招集したとき。

(招集)

第22条 総会は第21条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- (2) 理事長は、第21条第2項第1号及び第2号の規定による請求があった場合は、その日から5日以内に臨時総会を開かなければならない。

- (3) 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 23 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 24 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 25 条 総会における議決事項は、第 23 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
3. 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとする。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(表決権等)

第 26 条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2. やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した正会員は、第 24 条、第 25 条第 2 項、第 27 条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとする。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 27 条

総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 出席した正会員の数（書面表決者、電磁的方法による表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること。）
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が、記名押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 28 条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第 29 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項。

(開催)

第 30 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。

- (2) 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面又は電磁的方法によって招集の請求があったとき。
- (3) 第13条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第31条 理事会は理事長が招集する。

- 2. 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第32条 理事会は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第33条 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決する。

(表決権等)

第34条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3. 前条の規定により表決した理事は、第33条第1項及び第35条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4. 理事会の議決について特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印しなければならない。

第 7 章 資産、会計及び事業計画

（資産の構成）

第 36 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

（資産の区分）

第 37 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業の一種とする。

（資産の管理）

第 38 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第 39 条 この法人の会計は、法 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 40 条 この法人の会計は特定非営利活動に係る事業に関する会計の一種とする。

(事業計画及び予算)

第 41 条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、総会の議決を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(予備費の設定及び予算)

第 42 条 前条の規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

(2) 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 43 条 第 41 条の予算議決後に、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第 44 条 理事長は、毎事業年度終了後 3 か月以内に、事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録等の決算に関する書類を作成し、監事の監査を経て、総会の議決を得なければならない。

(長期借入金)

第 45 条 この法人の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 47 条 予算をもって定めるもののほか借入金の借入れ、その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは総会の議決を経なければならない。

第 8 章 事務局

(設置)

第 48 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3. 事務局の職員は、理事長が任免する。

(書類及び帳簿の備置き)

第 49 条 主たる事務所には、特定非営利活動促進法第 28 条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。

- (1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (2) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

第 9 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による認証の取消し

2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を経なければならない。

3. 第1項第2号の事由により解散するときは所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く）したときに残存する財産は、法第11条3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に記載して行う。但し法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第11章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

(1) この定款は、この法人の成立の日から施行する。

(2) この法人の設立時の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。

1. 正会員

入会金 5,000 円 年会費 1 口 24,000 円

2. 賛助会員

入会金 10,000 円 年会費 1 口 36,000 円

(3) この法人の設立当初の役員は、第 12 条第 3 項及び第 4 項の規定にかかわらず、平成 19 年 6 月 30 日までとする。

1. 理事長

氏名 宮崎 久絵

2. 副理事長

氏名 森田 憲一

3. 理事

氏名 佐山 清

4. 監事

氏名 八木 明子

(4) この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第 41 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

(5) この法人の設立初年度の事業年度は第 46 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 18 年 3 月 31 日までとする。

以上、特定非営利活動法人 エンジェルハートの現行定款に相違ありません。

平成 25 年 10 月 16 日

東大阪市島之内 2 丁目 1 番 1 号

特定非営利活動法人 エンジェルハート

理事

久保 英昭

